

(一社)山梨県機械電子工業会企業貢献従業員表彰規程

第1条 本会の会員従業員で品行方正、勤勉篤実、職務に精励し、他の模範となるものを本規定により表彰する。

第2条 表彰は概ね次の一項に該当する者を行う。

1. 同一事業所に7年(女子5年)以上勤続し、卓越した技術の持ち主、発明考案など他の従業員の模範で会員事業所への貢献度の大きいもの。
2. 特に功績顕著で表彰に値するもの。

第3条 表彰を行なうときは、被表彰者を選考するため「企業貢献従業員表彰審査委員会」を設置する。

第4条 前条委員には、本会役員および学識経験者のうちより会長が委嘱する。

第5条 審査委員会は、会長がこれを主催する。

第6条 表彰は、会長名により表彰状および記念品を贈呈して行なう。

第7条 表彰は、毎年1回定期総会の席上表彰するものとする。

第8条 本会は、表彰者名簿を備え付け、追い番号を付し永年保存するものとする。

第9条 本規定のほか、実施上必要な事項は別に定めることができる。

附則

この規程は、昭和58年4月1日より実施する。